

解答

▶ 前文

1 選挙

2 代表者

3 政府

4 戦争

5 主権

6 国政

7 平和

8 公正

9 専制

10 圧迫

11 専念

12 対等

日本国民は、正当に（ 1 ）された国会における（ 2 ）を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、（ 3 ）の行為によつて再び（ 4 ）の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに（ 5 ）が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも（ 6 ）は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の（ 2 ）がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の（ 7 ）を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、（ 7 ）を愛する諸国民の（ 8 ）と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、（ 7 ）を維持し、（ 9 ）と隷従、（ 10 ）と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、（ 7 ）のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに（ 11 ）して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の（ 5 ）を維持し、他国と（ 12 ）関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

▶第1章 天皇

1 象徴

第1条【天皇の地位・国民主権】天皇は、日本国の(1)であり日本国民統合の(1)であつて、この地位は、(2)の存する日本国民の総意に基^{もとづ}く。

2 主権

3 世襲^{せしゆう}

第2条【皇位の継承^{けいしゆう}】皇位は、(3)のものであつて、国会の議決した(4)の定めるところにより、これを継承する。

4 皇室典範^{てんぽん}

5 国事

第3条【天皇の国事行為^{こうじ}に対する内閣の助言と承認^{しやうにん}】天皇の(5)に関するすべての行為には、(6)の助言と承認を必要とし、(6)が、その責任を負ふ。

6 内閣

第4条【天皇の権能の限界、天皇の国事行為^{こうじ}の委任】

7 国事

① 天皇は、この憲法の定める(7)に関する行為のみを行ひ、(8)に関する権能を有しない。

8 国政

② 天皇は、法律の定めるところにより、その(7)に関する行為を(9)することができる。

9 委任

10 皇室典範^{てんぽん}

第5条【摂政^{せつしやう}】(10)の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその(11)に関する行為^{こうじ}を行ふ。この場合には、前条第1項^{こう}の規定を準用する。

11 国事

第6条【天皇の任命権】

12 内閣総理大臣

① 天皇は、国会の指名に基^{もとづ}いて、(12)を任命する。

13 内閣

② 天皇は、(13)の指名に基^{もとづ}いて、(14)の長たる裁判官を任命する。

14 最高裁判所

- 15 助言 第 7 条【天皇の国事行為】天皇は、内閣の(15)と承認により、国民のために、左の(16)に関する行為を行ふ。
- 16 国事
- 17 公布 1 憲法改正，法律，政令及び条約を(17)すること。
- 18 召集 2 国会を(18)すること。
- 19 解散 3 衆議院を(19)すること。
- 20 公示 4 国会議員の総選挙の施行を(20)すること。
- 21 任免 5 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の(21)並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を(22)すること。
- 22 認証 6 大赦，特赦，減刑，刑の執行の免除及び復権を(22)すること。
- 23 栄典 7 (23)を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を(22)すること。
- 24 接受 9 外国の大使及び公使を(24)すること。
- 25 儀式 10 (25)を行ふこと。

第 8 条【皇室の財産授受】皇室に財産を譲り渡し，又は皇室が，財産を譲り受け，若しくは賜与することは，(26)の議決に基かなければならない。

▶第 2 章 戦争の放棄

第 9 条【戦争放棄，戦力の不保持及び交戦権の否認】

- 27 国際平和 ① 日本国民は，正義と秩序を基調とする(27)を誠実に希求し，
- 28 国権 (28)の発動たる戦争と，(29)による威嚇又は(29)の行使は，国際紛争を解決する手段としては，永久にこれを放棄する。
- 29 武力
- 30 戦力 ② 前項の目的を達するため，陸海空軍その他の(30)は，これを保持しない。国の(31)権は，これを認めない。
- 31 交戦

▶第3章 国民の権利及び義務

1 要件

第10条【国民の要件】日本国民たる(1)は、法律でこれを定める。

2 基本的人権

第11条【基本的人権の享有】国民は、すべての(2)の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する(2)は、侵すことのできない永久の(3)として、現在及び将来の(4)に与えられる。

3 権利

4 国民

5 国民

第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】この憲法が(5)に保障する自由及び権利は、(5)の不断の(6)によつて、これを保持しなければならない。又、(5)は、これを(7)してはならないのであつて、常に(8)のためにこれを利用する責任を負ふ。

6 努力

7 濫用

8 公共の福祉

9 個人

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】すべて国民は、(9)として尊重される。生命、自由及び(10)に対する国民の権利については、(11)に反しない限り、立法その他の(12)の上で、最大の尊重を必要とする。

10 幸福追求

11 公共の福祉

12 国政

第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

13 法の下

① すべて国民は、(13)に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は(14)により、政治的、経済的又は社会的関係において、(15)されない。

14 門地

15 差別

16 貴族

② 華族その他の(16)の制度は、これを認めない。

17 栄典

③ 栄誉、勲章その他の(17)の授与は、いかなる(18)も伴はない。(17)の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の(19)に限り、その効力を有する。

18 特権

19 一代

第 15 条【公務員選定罷免権，公務員の本質，普通選挙の保障，秘密投票の保障】

20 公務員

① (20)を選定し，及びこれを罷免することは，国民固有の権利である。

21 奉仕者

② すべて(20)は，全体の(21)であつて，一部の(21)ではない。

22 普通選挙

③ (20)の選挙については，成年者による(22)を保障する。

23 秘密

④ すべて選挙における投票の(23)は，これを侵してはならない。

24 責任

選挙人は，その選択に関し公的にも私的にも(24)を問はれない。

第 16 条【請願権】何人も，損害の救済，(20)の罷免，法律，命令又は規則の制定，廃止又は改正その他の事項に関し，平穩に(25)する権利を有し，何人も，かかる(25)をしたためにいかなる(26)待遇も受けない。

25 請願

26 差別

27 不法行為

第 17 条【国及び公共団体の賠償責任】何人も，(20)の(27)により，損害を受けたときは，法律の定めるところにより，国又は公共団体に，その(28)を求めることができる。

28 賠償

29 奴隸

第 18 条【奴隸的拘束及び苦役からの自由】何人も，いかなる(29)的拘束も受けない。又，犯罪に因る処罰の場合を除いては，その意に反する(30)に服させられない。

30 苦役

第 19 条【思想及び良心の自由】思想及び良心の自由は，これを侵してはならない。

第20条【信教の自由】

1 信教

2 特権

3 権力

4 祝典

5 強制

6 宗教

① (1)の自由は、何人^{なんびと}に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から(2)を受け、又は政治上の(3)を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為^{こうい}、(4)、儀式又は行事に参加することを(5)されない。

③ 国及びその機関は、(6)教育その他いかなる(6)的活動もしてはならない。

第21条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】

7 表現

8 検閲^{けんえつ}

9 通信

① 集会、結社及び言論、出版その他一切^{いっさい}の(7)の自由は、これを保障する。

② (8)は、これをしてはならない。(9)の秘密は、これを侵してはならない。

第22条【居住・移転及び職業選択^{せんたく}の自由、外国移住及び国籍離脱^{こくせかりだつ}の自由】

10 公共の福祉^{ふくし}

11 職業選択

12 国籍

① 何人^{なんびと}も、(10)に反しない限り、居住、移転及び(11)の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は(12)を離脱する自由を侵されない。

13 学問

第23条【学問の自由】(13)の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

14 両性

15 同等

16 協力

17 配偶者^{はいごうしや}

18 尊厳

19 本質

① 婚姻^{こんいん}は、(14)の合意のみに基^{もとづ}いて成立し、夫婦^{ふうふ}が(15)の権利を有することを基本として、相互の(16)により、維持^{いじ}されなければならない。

② (17)の選択^{せんたく}、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項^{じこう}に関しては、法律は、個人の(18)と(14)の(19)的平等^{りつぎやく}に立脚して、制定されなければならない。

20 健康

21 最低限度

22 国

23 公衆衛生

第 25 条【生存権、国の社会的使命】

① すべて国民は、(20)で文化的な(21)の生活を営む権利を有する。

② (22)は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び(23)の向上及び増進に努めなければならない。

24 能力

25 ひとしく

26 子女

27 普通

28 義務

29 無償

第 26 条【教育を受ける権利、普通教育を受けさせる義務】

① すべて国民は、法律の定めるところにより、その(24)に応じて、(25)教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する(26)に(27)教育を受けさせる(28)を負ふ。(28)教育は、これを(29)とする。

30 勤労

31 賃金

32 休息

33 児童

第 27 条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】

① すべて国民は、(30)の権利を有し、(28)を負ふ。

② (31)、就業時間、(32)その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ (33)は、これを酷使してはならない。

34 団結

35 団体交渉

36 団体行動

第 28 条【勤労者の団結権】 勤労者の(34)する権利及び(35)その他の(36)をする権利は、これを保障する。

37 財産

38 公共の福祉

39 私有

40 補償

第 29 条【財産権】

① (37)権は、これを侵してはならない。

② (37)権の内容は、(38)に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ (39)財産は、正当な(40)のもとに、これを公共のために用ひることができる。

1 納税

第 30 条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、(1) の義務を負ふ。

2 手続

第 31 条【法定の手続の保障】何人も、法律の定める(2)によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の(3)を科せられない。

3 刑罰

4 裁判

第 32 条【裁判を受ける権利】何人も、(4)所において(4)を受ける権利を奪はれない。

5 現行

第 33 条【逮捕の要件】何人も、(5)犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する(6)が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する(7)によらなければ、逮捕されない。

6 司法官憲

7 令状

第 34 条【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに(8)に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、(9)な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその(8)の出席する(10)の法廷で示されなければならない。

8 弁護人

9 正当

10 公開

第 35 条【住居の不可侵】

11 押収

① 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び(11)を受けることのない権利は、第(12)条の場合を除いては、(9)な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び(11)する物を明示する(7)がなければ、侵されない。

12 33

② 搜索又は(11)は、権限を有する(6)が発する各別の(7)により、これを行ふ。

13 拷問

14 刑罰

15 被告人

16 公開裁判

17 審問

18 公費

19 弁護士

20 国

21 供述

22 自白

23 証拠

24 不利益

25 有罪

26 適法

27 無罪

28 同一

29 国

30 補償

第 36 条【拷問及び残虐刑の禁止】公務員による（ 13 ）及び残虐な（ 14 ）は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条【刑事被告人の権利】

- ① すべて刑事事件においては、（ 15 ）は、公平な裁判所の迅速な（ 16 ）を受ける権利を有する。
- ② 刑事（ 15 ）は、すべての証人に対して（ 17 ）する機会を十分に与へられ、又、（ 18 ）で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- ③ 刑事（ 15 ）は、いかなる場合にも、資格を有する（ 19 ）を依頼することができる。（ 15 ）が自らこれを依頼することができないときは、（ 20 ）でこれを附する。

第 38 条【自己に不利益な供述、自白の証拠能力】

- ① 何人も、自己に不利益な（ 21 ）を強要されない。
- ② 強制、拷問若しくは脅迫による（ 22 ）又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の（ 22 ）は、これを（ 23 ）とすることができない。
- ③ 何人も、自己に（ 24 ）な唯一の（ 23 ）が本人の（ 22 ）である場合には、（ 25 ）とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条【遡及処罰の禁止・一事不再理】何人も、実行の時に（ 26 ）であつた行為又は既に（ 27 ）とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、（ 28 ）の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条【刑事補償】何人も、抑留又は拘禁された後、（ 27 ）の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、（ 29 ）にその（ 30 ）を求めることができる。

▶第4章 国会

1 国権

第41条【国会の地位・立法権】国会は、(1)の最高機関であつて、国の唯一の(2)機関である。

2 立法

3 衆議院

第42条【両院制】国会は、(3)及び(4)の両議院でこれを構成する。

4 参議院

第43条【両議院の組織・代表】

5 代表

① 両議院は、全国民を(5)する選挙された(6)でこれを組織する。

6 議員

② 両議院の(6)の(7)は、法律でこれを定める。

7 定数

8 選挙人

第44条【議員及び選挙人の資格】両議院の(6)及びその(8)の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、(9)、教育、財産又は収入によつて(10)してはならない。

9 門地

10 差別

11 4

第45条【衆議院議員の任期】衆議院議員の任期は、(11)年とする。

12 解散

但し、衆議院(12)の場合には、その期間満了前に終了する。

13 6

第46条【参議院議員の任期】参議院議員の任期は、(13)年とし、

14 3

(14)年ごとに議員の(15)を改選する。

15 半数

16 選挙区

第47条【選挙に関する事項】(16)、(17)の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

17 投票

第48条【両議院議員兼職の禁止】何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

18 国庫

第 49 条【議員の歳費】両議院の議員は、法律の定めるところにより、(18)から相当額の(19)を受ける。

19 歳費

20 会期

第 50 条【議員の不逮捕特権】両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の(20)中逮捕されず、(20)前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、(20)中これを釈放しなければならぬ。

21 表決

第 51 条【議員の発言・表決の無責任】両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は(21)について、院外で(22)を問はれない。

22 責任

23 常会

第 52 条【常会】国会の(23)は、毎年(24)回これを召集する。

24 1

25 臨時会

第 53 条【臨時会】内閣は、国会の(25)の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の(26)分の 1 以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

26 4

27 40

第 54 条【衆議院の解散・特別会、参議院の緊急集会】

28 総選挙

① 衆議院が解散されたときは、解散の日から(27)日以内に、衆議院議員の(28)を行ひ、その選挙の日から(29)日以内に、国会を(30)しなければならない。

29 30

30 召集

② 衆議院が(31)されたときは、参議院は、同時に(32)となる。

31 解散

但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の(33)を求めることができる。

32 閉会

33 緊急集会

③ 前項但書の(33)において採られた措置は、臨時のものであつて、次の(34)開会の後(35)日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

34 国会

35 10

1 争訟

2 議席

3 3

4 3

5 議事

6 過半数

7 議長

8 公開

9 秘密会

10 保存

11 公表

12 表決

13 会議録

14 役員

15 懲罰

16 除名

17 3

18 両議院

19 法律

20 衆議院

21 3

22 可決

第55条【資格争訟そうしやうの裁判】両議院は、各々その議員の資格に関する（1）を裁判する。但し、議員の（2）を失はせるには、出席議員の（3）分の2以上の多数による議決を必要とする。

第56条【定足数、表決】

- ① 両議院は、各々その総議員の（4）分の1以上の出席がなければ、（5）を開き議決することができない。
- ② 両議院の（5）は、この憲法に特別の定さだめのある場合を除いては、出席議員の（6）でこれを決し、可否同数のときは、（7）の決するところによる。

第57条【会議の公開、会議録、表決の記載きざい】

- ① 両議院の会議は、（8）とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、（9）を開くことができる。
- ② 両議院は、各々その会議の記録を（10）し、（9）の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを（11）し、且つ一般に頒布はんぷしなければならない。
- ③ 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の（12）は、これを（13）に記載しなければならない。

第58条【役員ちやうぼつの選任、議院規則・懲罰】

- ① 両議院は、各々その議長その他の（14）を選任する。
- ② 両議院は、各々その会議その他の手続てつづき及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序ちつじよをみだした議員を（15）することができる。但し、議員を（16）するには、出席議員の（17）分の2以上の多数による議決を必要とする。

第59条【法律案の議決、衆議院の優越ゆうえつ】

- ① 法律案は、この憲法に特別の定さだめのある場合を除いては、（18）で可決したとき（19）となる。
- ② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、（20）で出席議員の（21）分の2以上の多数で再び（22）したときは、法律となる。

23 衆議院

24 協議会

25 参議院

26 衆議院

27 否決

28 衆議院

29 参議院

30 協議会

31 条約

32 国会

33 国政

34 証人

35 内閣総理大臣

36 議案

37 答弁

38 国会

39 裁判官

40 弾劾

③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、(23)が、両議院の(24)を開くことを求めることを妨げない。

④ (25)が、(26)の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、(26)は、(25)がその法律案を(27)したものとみなすことができる。

第60条【衆議院の予算先議、予算議決に関する衆議院の優越】

① 予算は、さきに(28)に提出しなければならない。

② 予算について、(29)で(28)と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の(30)を開いても意見が一致しないとき、又は(29)が、(28)の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、(28)の議決を国会の議決とする。

第61条【条約の承認に関する衆議院の優越】(31)の締結に必要な(32)の承認については、前条第2項の規定を準用する。

第62条【議院の国政調査権】両議院は、各々(33)に関する調査を行ひ、これに関して、(34)の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第63条【閣僚の議院出席の権利と義務】(35)その他の国务大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも(36)について発言するため議院に出席することができる。又、(37)又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第64条【弾劾裁判所】

① (38)は、罷免の訴追を受けた(39)を裁判するため、両議院の議員で組織する(40)裁判所を設ける。

② (40)に関する事項は、法律でこれを定める。

▶第5章 内閣

1 内閣

第65条【行政権】行政権は、(1)に属する。

2 首長

第66条【内閣の組織、国会に対する連帯責任】

3 国務大臣

① (1)は、法律の定めるところにより、その(2)たる内閣総理大臣及びその他の(3)でこれを組織する。

4 文民

② 内閣総理大臣その他の(3)は、(4)でなければならない。

5 国会

③ (1)は、行政権の行使について、(5)に対し連帯して責任を負ふ。

6 指名

第67条【内閣総理大臣の指名、衆議院の優越】

① 内閣総理大臣は、国会議員の中から(5)の議決で、これを(6)する。この(6)は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

7 議決

② 衆議院と参議院とが異なつた指名の(7)をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の(8)を開いても(9)が一致しないとき、又は(10)が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、(11)が、指名の議決をしないときは、(10)の議決を(5)の議決とする。

8 協議会

9 意見

10 衆議院

11 参議院

第68条【国務大臣の任命及び罷免】

12 国務大臣

① 内閣総理大臣は、(12)を任命する。但し、その(13)は、国会議員の中から選ばなければならない。

13 過半数

14 内閣

② 内閣総理大臣は、任意に(12)を罷免することができる。

15 不信任

16 信任

第69条【内閣不信任決議の効果】(14)は、衆議院で(15)の決議案を可決し、又は(16)の決議案を否決したときは、(17)日以内に衆議院が(18)されない限り、(19)をしなければならない。

17 10

18 解散

19 総辞職

| | |
|---|---|
| <hr/> 20 欠けた <hr/> 21 総選挙 <hr/> 22 内閣 <hr/> 23 国会 <hr/> 24 指揮監督 <hr/> 25 国務 <hr/> 26 外交 <hr/> 27 条約 <hr/> 28 承認 <hr/> 29 予算 <hr/> 30 政令 <hr/> 31 罰則 <hr/> 32 復権 <hr/> 33 連署 <hr/> 34 国務大臣 <hr/> 35 訴追 <hr/> | <p>第 70 条【内閣総理大臣の欠缺・新国会の召集と内閣の総辞職】内閣総理大臣が(20)とき、又は衆議院議員(21)の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、(19)をしなければならない。</p> <p>第 71 条【総辞職後の内閣】前 2 条の場合には、(22)は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。</p> <p>第 72 条【内閣総理大臣の職務】内閣総理大臣は、(22)を代表して議案を(23)に提出し、一般国務及び外交関係について(23)に報告し、並びに行政各部を(24)する。</p> <p>第 73 条【内閣の職務】内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法律を誠実に執行し、(25)を総理すること。 2 (26)関係を処理すること。 3 (27)を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の(28)を経ることを必要とする。 4 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。 5 (29)を作成して国会に提出すること。 6 この憲法及び法律の規定を実施するために、(30)を制定すること。但し、(30)には、特にその法律の委任がある場合を除いては、(31)を設けることができない。 7 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び(32)を決定すること。 <p>第 74 条【法律・政令の署名】法律及び(30)には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が(33)することを必要とする。</p> <p>第 75 条【国務大臣の特典】(34)は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、(35)されない。但し、これがため、(35)の権利は、害されない。</p> |
|---|---|

▶第6章 司法

第76条【司法権・裁判所，特別裁判所の禁止，裁判官の独立】

- ① すべて(1)は，(2)裁判所及び法律の定めるところにより設置する(3)裁判所に属する。
- ② (4)裁判所は，これを設置することができない。(5)は，しゅうしん終審として裁判を行ふことができない。
- ③ すべて裁判官は，その(6)に従ひ独立してその職権を行ひ，この憲法及び法律にのみ(7)される。

第77条【最高裁判所の規則制定権】

- ① (2)裁判所は，そしゅう訴訟に関するてつづき手続，(8)，裁判所の内部規律及び司法事務処理に関するじこう事項について，規則を定める権限を有する。
- ② (9)は，(2)裁判所の定める規則に従はなければならない。
- ③ (2)裁判所は，(3)裁判所に関する規則を定める権限を，(3)裁判所に委任することができる。

第78条【裁判官の身分の保障】裁判官は，裁判により，心身の(10)のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては，おおよけ公の(11)によらなければひめん罷免されない。裁判官の(12)処分は，行政機関がこれを行ふことはできない。

第79条【最高裁判所の裁判官，国民審査，定年，報酬】

- ① 最高裁判所は，その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し，その長たる裁判官以外の裁判官は，(13)でこれを任命する。
- ② 最高裁判所の裁判官の任命は，その任命後初めて行はれる(14)総選挙の際(15)に付し，その後(16)年を経過した後初めて行はれる(14)総選挙の際更にさら審査に付し，その後も同様とする。

1 司法権

2 最高

3 下級

4 特別

5 行政機関

6 良心

7 拘束

8 弁護士

9 検察官

10 故障

11 弾劾

12 懲戒

13 内閣

14 衆議院議員

15 国民の審査

16 10

17 投票者

③ 前項の場合において、(17)の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを(18)することができない。

18 減額

第 80 条【下級裁判所の裁判官・任期・定年、報酬】

19 最高裁判所

① 下級裁判所の裁判官は、(19)の指名した者の名簿によつて、(20)でこれを任命する。その裁判官は、任期を(21)年とし、

20 内閣

(22)されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

21 10

22 再任

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを(23)することができない。

23 減額

第 81 条【法令審査権と最高裁判所】最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する(24)裁判所である。

24 終審

第 82 条【裁判の公開】

25 対審

① 裁判の(25)及び判決は、(26)法廷で行ふ。

26 公開

② 裁判所が、裁判官の(27)で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、(25)は、(26)しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第 3 章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の(25)は、常にこれを(26)しなければならない。

27 全員一致

▶第7章 財政

1 国会

第83条【財政処理の基本原則】国の財政を処理する権限は、(1)の議決に基いて、これを行使しなければならない。

2 租税

第84条【課税】あらたに(2)を課し、又は現行の(2)を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

3 債務

第85条【国費の支出及び国の債務負担】国費を支出し、又は国が(3)を負担するには、(1)の議決に基くことを必要とする。

4 内閣

第86条【予算】(4)は、毎会計年度の(5)を作成し、(1)に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

5 予算

第87条【予備費】

① 予見し難い(5)の不足に充てるため、(1)の議決に基いて予備費を設け、(4)の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、(4)は、事後に(1)の承諾を得なければならない。

6 皇室

第88条【皇室財産・皇室の費用】すべて(6)財産は、(7)に属する。すべて(6)の費用は、(5)に計上して国会の議決を経なければならない。

7 国

8 公金

第89条【公の財産の支出又は利用の制限】(8)その他の(9)の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は(9)の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

9 公

- _____
- 10 会計検査院
- 11 内閣
- 12 国会
- _____
- _____
- 13 国民
- 14 1
- _____
- _____
- _____
- _____
- 15 地方自治の本旨
- _____
- _____
- _____
- 16 議会
- _____
- 17 吏員
- 18 住民
- 19 直接
- 20 事務
- 21 行政
- 22 条例
- _____
- _____
- 23 特別法
- 24 投票
- 25 過半数

第 90 条【決算検査, 会計検査院】

- ① (6)の収入支出の決算は, すべて毎年(10)がこれを検査し, (11)は, 次の年度に, その検査報告とともに, これを(12)に提出しなければならない。
- ② (10)の組織及び権限は, 法律でこれを定める。

第 91 条【財政状況の報告】内閣は, 国会及び(13)に対し, 定期に, 少なくとも毎年(14)回, 国の財政状況について報告しなければならない。

▶第 8 章 地方自治

第 92 条【地方自治の基本原則】地方公共団体の組織及び運営に関する事項は, (15)に基づいて, 法律でこれを定める。

第 93 条【地方公共団体の機関, その直接選挙】

- ① 地方公共団体には, 法律の定めるところにより, その議事機関として(16)を設置する。
- ② 地方公共団体の長, その議会の議員及び法律の定めるその他の(17)は, その地方公共団体の(18)が, (19)これを選挙する。

第 94 条【地方公共団体の権能】 地方公共団体は, その財産を管理し, (20)を処理し, 及び(21)を執行する権能を有し, 法律の範囲内で(22)を制定することができる。

第 95 条【特別法の住民投票】 一の地方公共団体のみ適用される(23)は, 法律の定めるところにより, その地方公共団体の(18)の(24)においてその(25)の同意を得なければ, (12)は, これを制定することができない。

- 1 各議院
- 2 3
- 3 国会
- 4 国民
- 5 承認
- 6 国民投票
- 7 投票
- 8 過半数
- 9 天皇
- 10 公布

▶第9章 改正

第96条【改正の^{てつづき}手続，その公布】

- ① この憲法の改正は、(1)の総議員の(2)分の2以上の賛成で、(3)が、これを発議し、(4)に提案してその(5)を経なければならない。この(5)には、特別の(6)^{また}又は国会の定める選挙の際行はれる(7)において、その(8)の賛成を必要とする。
- ② 憲法改正について^{ぜんこう}前項の(5)を経たときは、(9)は、(4)の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを(10)する。

▶第10章 最高法規

- 11 国民
- 12 基本的人権
- 13 人類
- 14 永久
- 15 最高法規
- 16 命令
- 17 条約
- 18 国際法規
- 19 天皇
- 20 国会議員
- 21 公務員
- 22 擁護

第97条【基本的人権の本質】この憲法が日本(11)に保障する(12)は、(13)の多年にわたる自由^{かくとく}獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去^{いくた}幾多の^{しれん}試練に堪へ、現在及び将来の(11)に対し、侵すことのできない(14)の権利として^{しんたく}信託されたものである。

第98条【最高法規，条約及び国際法規の^{じゅんしゆ}遵守】

- ① この憲法は、国の(15)であつて、その条規に反する法律、(16)、^{しやうちよく}詔勅及び国務に関するその他の^{こうい}行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- ② 日本国が^{ていけつ}締結した(17)及び確立された(18)は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条【憲法^{ちやうご}尊重擁護の義務】(19)^{また}又は^{せつしやう}摂政及び国務大臣、(20)、裁判官その他の(21)は、この憲法を尊重し(22)する義務を負ふ。

▶第 11 章 補則

第 100 条【憲法施行^{しこう}期日，準備^{てつづき}手続】

- ① この憲法は、(23)の日から起算して6箇^か月を経過した日[昭和 22 年(24)月(25)日]から、これを(26)する。
- ② この憲法を施行するために必要な法律の制定、(27)議員の選挙及び国会^{しやうしゅう}召集の手続並びにこの憲法を(26)するために必要な準備手続は、前項^{ぜんこう}の期日よりも前に、これを行ふことができる。

第 101 条【経過規定-参議院未成立の間の国会】この憲法^{しこう}施行の際、(27)がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、(28)は、国会としての権限を行ふ。

第 102 条【同前-第 1 期参議院議員の任期】この憲法による第 1 期の(27)議員のうち、その(29)の者の任期は、これを 3 年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第 103 条【同前-公務員の地位】この憲法^{しこう}施行の際現に在職する國務大臣、(28)議員及び裁判官並びにその他の(30)で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別^{さだめ}の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し^{ただ}、この憲法によつて、後任者が選挙^{また}又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

23 公布

24 5

25 3

26 施行

27 参議院

28 衆議院

29 半数

30 公務員